

別添 1

薬種商販売業試験の受験資格について

照会 昭和 57 年 8 月 28 日 薬第 415 号
大阪府衛生部長から厚生省薬務局企画課長あて

大阪府知事の認可を受けている学校教育法上の専門学校 A は、薬種商専門課程として修業年限一年の薬学科（昼間部及び夜間部）を置き、本年 4 月から別添に示す履修科目を設けて、年間 1245 時間の授業を行い、うち 320 時間を薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の店舗における実務研修にあてるこことしているが、当該科目を履修した専門学校 A の卒業者について、昭和 57 年 9 月 30 日から施行される薬事法施行規則第 30 条の 2 第 3 号に規定される「薬種商販売業の実務を行うにつき前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者」の認定を、下記のとおり行ってよろしいか。

記

当該卒業者については、この者が、在校中薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事しなかった場合であっても店舗における実務研修を含む教育課程から判断して一年間薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事した者とみなすこととし、学校教育法上の入学資格が旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業したこととされていることから当該期間に加え 2 年以上薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事したこと（従って旧制中学若しくは高校又はそれと同等以上の学校を卒業したのち最低 3 年を経ていることとなる）をもって薬事法施行規則第 30 条の 2 第 1 号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者とする。

別添

昭和 57 年度履修科目及び履修時間

1 薬事関係法規	68 時間
2 局方学	68 ヶ
3 製剤学	68 ヶ
4 生薬学（実地研修を含む）	68 ヶ
5 漢方製剤学	34 ヶ
6 毒物・劇物学	51 ヶ
7 化学（化学実習を含む）	68 ヶ
8 生理・解剖学	51 ヶ
9 公衆衛生学	68 ヶ
10 薬理学 I	51 ヶ
11 薬理学 II	68 ヶ
12 薬業経営学	17 ヶ
13 薬業倫理	17 ヶ
14 農薬学	17 ヶ
15 香粧品化学	34 ヶ
16 医動物学	17 ヶ
17 特別講座	194 ヶ
18 実務研修（薬局、薬店における店頭実習）	320 ヶ
(注)	1,245 ヶ

合計

- (注) 1 実務研修を行う薬局、薬店は原則として本校が指定する。
2 実務研修は 1 日 8 時間、年間 40 日間（合計 320 時間）とする。
3 研修期間中、生徒は研修店舗の責任者の指導に従うほか、本校の専任教員が定期的に指導、監督を行う。
4 研修終了後、生徒に対し研修期間、時間、研修内容等を記載した日報及び総括報告書を提出させる。
5 研修の証明については、研修店舗の経営者の発行する証明書及び指導、監督を行った教員が発行する証明書に基づき校長が実務研修終了証を発行する。

別添 2

薬種商試験の受験資格を認定するに当たっての薬種商課程を有する専門学校卒業者の取扱いについて

回答 昭和 57 年 9 月 29 日 薬企第 49 号
厚生省薬務局企画課長から大阪府衛生部長あて

昭和 57 年 8 月 28 日薬第 415 号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

貴見のとおりである。

④ 薬事法施行規則の一部改正について（通知）

（平成 5 年 7 月 1 日 薬発第 585 号）

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 5 年厚生省令第 33 号）が別添のとおり平成 5 年 7 月 1 日付で交付された。

今回の改正は、薬種商試験の受験資格から「5 年以上薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事した者」を削減するものである。

貴職におかれでは、下記事項に御留意のうえ、貴管下関係業者に対する周知徹底方御配慮願いたい。

記

今般の改正は、薬種商試験の受験資格について、現行薬事法施行規則第 30 条の 2 第 2 号に規定する「5 年以上薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業の実務に従事した者」に該当する者として受験している者がごく少数であることに鑑み、同項の規定を削除するものである。

なお、薬種商試験の受験者に対し、相当の周知期間を設けることとし、平成 6 年 7 月 1 日に施行することとした。

⑤ 薬種商試験の施行について（通知）

〔昭和 49 年 9 月 10 日 薬発第 816 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて〕

標記について、別添 1 のとおり三重県知事から照会があり、これに対し、別添 2 のとおり回答したので通知する。

別添 1

照会

〔昭和 49 年 8 月 21 日 薬第 696 号
三重県知事から厚生省薬務局長あて〕

薬事法（以下「法」という）第 28 条第 2 項に規定する試験の施行に関し、下記のとおり疑義を生じましたので至急貴職の見解を得たく照会します。

記

薬種商販売業の許可は、申請者が政令で定める基準に該当する場合を除き、申請

者に対し、申請者が当該業務を行うにつき必要な知識経験を有するかどうかについて試験を行ったうえ与えることになっているが、現に薬種商販売業の業務を行っている者が死亡した場合等においては、その承継者が法第 28 条第 2 項に規定する試験をうけて、新たに薬種商販売業の許可を受けるまで、当該店舗では医薬品の販売業務を行えなくなり、その間、地域住民に対する医薬品の円滑な供給に支障をきたすことも考えられるので、当該店舗で薬種商販売業の業務を承継すると考えられる当該薬種商販売業者の配偶者又は直系卑属については予め、試験を受けることができるとして差し支えないか。

また、薬局開設者又は一般販売業者（以下「薬局開設者等」という）が薬局又は一般販売業の管理者である場合も薬種商販売業の場合と同様の不都合が生ずるので薬局開設者等の配偶者又は直系卑属についても、前述の薬種商販売業者の配偶者又は直系卑属の場合と同様に、予め試験を受けることができることと解して差し支えないか。

別添 2

回答

〔昭和 49 年 9 月 10 日 薬発第 815 号
厚生省薬務局長から三重県知事あて〕

改正 平成 2 年 6 月 15 日 薬発第 656 号

昭和 49 年 8 月 21 日付けをもって照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 28 条第 2 項に規定する試験は、薬種商販売業の許可を与えるに際し、申請者が当該業務を行うにつき、必要な知識経験を有するかどうかの認定を行うためのものであるから、当該試験は、薬種商販売業の許可申請者に対し行うことが原則であり、薬種商販売業者又は自ら管理している薬局開設者等が死亡した場合等においては、改めて薬種商販売業の許可を受けるか、薬剤師を雇用することにより薬局又は一般販売業として継続することが望ましいが、地域の実情や現在の状況等からみて死亡等にあたってそのような処置をとることが困難である場合もあるので当該地域における医薬品の供給を確保するため、薬種商販売業、薬局又は一般販売業の業務の承継者として当該店舗又は施設（以下「承継予定店舗」という。）において薬種商販売業の許可申請を行うと考えられる当該薬種商販売業者、薬局開設者及び一般販売業者の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者につい

ては、受験後引き続き承継予定店舗又は他の店舗等において医薬品販売の実務に従事し、かつ、将来、薬種商販売業の業務を行う場合には、承継予定店舗で行うことの条件に、そのうちの一人に限り、あらかじめ試験を受けることができるとして差し支えない。

⑥ 薬種商承継者の取扱について（通知）

昭和 50 年 1 月 17 日 薬企第 4 号。改正 平成 2 年 6 月 15 日 薬企第 41 号。

厚生省薬務局企画課長から各都道府県衛生主管部（局）長あて

薬種商試験の施行については、昭和 49 年 9 月 10 日薬発第 816 号により通知したところであるが、当該通知に係る薬種商試験（以下「承継者試験」という。）の施行及び合格後の取扱いについては下記事項に留意してその適正な実施に努められたい。

記

1. 承継者試験の施行について

- (1) 承継者試験は、薬種商販売業者（法人であるときは当該業務を行う役員とする。）薬局開設者及び一般販売業者（以下「薬種商等」という。）の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者のうち 1 人に限り受験することができるものであること。
- (2) 承継者試験は、薬種商試験が通常一定の間隔において、実施されていること等にかんがみ、薬種商等の死亡等の場合において、その承継者が薬種商販売業者として円滑に業務を承継し、地域における医薬品の供給を確保することができるようにするため実施されるものであるので、受験希望者が当該店舗において現に医薬品販売の実務に従事している場合など、将来当該店舗を継承して業務を行うことが確実であると認められる者に限って受験するよう指導すること。なお、この場合、現に医薬品販売の実務に従事しているかどうかは、当該薬種商等の所属する薬業団体の長の証明書を(3)の承継者試験受験申請書に添付させること等により判断することとする。
- (3) 受験希望者については、承継者試験申請書を提出させることとし、これに当該申請者の戸籍抄本を添付させること。なお、当該受験申請にあたっては、将来承継事由が生じた場合に薬事法（以下「法」という。）第 28 条第 2 項の許可申請を行うことになることにかんがみ、受験手数料等は徴収しないものとすること。
- (4) 承継者試験合格者に対しては、合格通知書を交付するとともに、合格者名簿に合格者名、承継予定店舗名等を記入し、これを保存整備すること。

2. 合格後の取扱いについて

- (1) 承継者試験合格者に対しては、当該店舗（以下「承継予定店舗」という。）又は他の店舗において引き続き医薬品販売の実務に従事するとともに、承継予定店舗の所在地の都道府県知事が適当と認める各種薬事講習を受講するよう指導されたいこと。なお、承継者が承継者試験に合格した後に薬種商等が承継予定店舗を移転する場合には、合格者は当該新店舗又は他の店舗において医薬品販売の実務に従事するとともに、当該新店舗の所在地の都道府県知事が適当と認める各種薬事講習を受講するものとすること。
- (2) 承継の事由が発生した場合には、合格者である当該承継者が法第 28 条第 2 項の許可の申請を行うものとし、薬事法施行規則第 30 条に規定する許可申請書及び添付書類のほか、次の書類を提出させること。
- ア 次のいずれかの書類
- (ア) 薬種商等が死亡した場合にあっては、その者の死亡の事実を証明することができる書類及び必要に応じ当該薬種商等の廃止届書
- (イ) 薬種商等が不具又は廢疾のため業務を行うことが不可能である場合にあっては、その旨の医師の診断書及び法第 10 条（法第 38 条において準用する場合を含む。）に基づく当該薬種商等の廃止届書
- (ウ) (ア)及び(イ)以外の場合には、既存の薬種商等が今後新たに医薬品販売業又は薬局開設の許可申請を行わない旨の当該薬種商等の誓約書及び法第 10 条に基づく当該薬種商等の廃止届書
- イ 合格者が試験合格後継続して承継予定店舗又は他の店舗において医薬品販売の実務に従事している旨を証明する書類
- (3) (2)の許可申請があった場合には、1 - (4)の合格者名簿を確認のうえ、あらためて法第 28 条第 2 項の試験を行うことなく薬種商販売業の許可を行うことができること。

3. その他

承継者試験の合格者は、承継前においては法施行令第 6 条に規定する合格者とみなされないものであること。したがって、この者については同条の規定による許可は与えられないものであること。このため、他の都道府県において行われた試験に合格した者が同条の規定により許可申請を行った場合に、当該都道府県に照会し、承継者試験の合格者でないことを確認する必要があること。

⑦ 薬種商試験の取扱いについて（通知）

〔平成2年6月15日 薬発第656号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて〕

今般、薬種商販売業者を取り巻く諸般の状況に鑑み、薬種商試験の取扱いを下記のとおりとすることとしたので、貴職におかれでは、御了知の上、貴管下関係業者に対する周知徹底を図るとともに、適切な運用に努められたい。

記

1. 薬種商承継者試験について

- (1) 薬種商販売業、薬局又は一般販売業者の業務の承継者として許可申請前にあらかじめ試験を受けることができる者としては、従来、当該薬種商販売業者、薬局開設者及び一般販売業者の配偶者又は直系卑属を認めてきたところであるが、これらに加え、直系卑属の配偶者も認めることとしたこと。
- (2) 承継者試験受験の条件として、従来、試験合格者は受験後引き続き承継を予定している店舗又は施設（以下「承継予定店舗」という。）において医薬品販売の実務に従事することとされてきたが、承継予定店舗以外の他の店舗等において医薬品販売の実務に従事しても差し支えないこととしたこと。
(以下 略)

⑧ 薬種商試験の取扱いについて（通知）

〔平成2年6月15日 薬企第41号
厚生省薬務局企画課長から各都道府県衛生主管部（局）長あて〕

薬種商試験の取扱いについては、平成2年6月15日薬発第656号（以下「薬発第656号」という。）により通知したところであるが、下記事項に留意して適切な運用に努められたい。

記

1. 薬種商承継者試験合格者が承継を予定している店舗又は施設（以下「承継予定店舗」という。）以外の他の店舗等において実務に従事する場合には、試験合格者は、承継予定店舗の所在地の都道府県知事に承継予定店舗の名称及び所在地並びに実務に従事する他の店舗等の名称及び所在地を届け出るものとすること。それらに変更があった場合も、同様とすること。

(以下 略)

⑨ 薬局及び医薬品の販売業に関する規制の緩和について（通知）

平成 6 年 12 月 28 日 薬発第 1124 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて

「今後における行政改革の推進方策について」（平成 6 年 2 月 15 日閣議決定）に基づき、厚生大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部を改正する省令（平成 6 年厚生省令第 77 号）が別添のとおり平成 6 年 12 月 14 日付で公布され、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）の一部が改正されたところである。

また、「今後における規則緩和の推進等について」（平成 6 年 7 月 5 日閣議決定）に基づき、今般、医薬品販売業の許可手続の運用について、下記のとおり取扱いを改め又は再確認することとしたところである。

下記の改正趣旨を十分に御了知の上、適切な対応及び関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

記

第 1 薬事法施行規則の一部改正について

今般の薬事法施行規則の一部改正は、薬局開設者及び薬局の管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の住所並びに一般販売業の許可を受けた者（卸売一般販売業の許可を受けた者であって、法第 26 条第 3 項ただし書の許可を受けていないものを除く。）及び一般販売業の管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師の住所について、変更の届出（法第 10 条及び第 38 条）を不要としたものである。

なお、各都道府県に対し、相当の準備期間を設けることとし、平成 7 年 4 月 1 日より施行することとした。

第 2 一般販売業の許可手続の運用について

1 薬局等構造設備規則の一部を改正する場合（平成 6 年 1 月 27 日厚生省令第 4 号）の施行により、一般販売業の試験検査に必要な設備及び器具のうち、試験検査に必要な書籍以外の設備については、当該一般販売業の他の試験検査設備又は厚生大臣の指定した試験検査機関を利用して自己の責任において隨時容易に試験検査を行いうる場合であって保健衛生上の観点から支障がないと認められるときは、許可申請者にやむを得ない事情があると否とを問わず、備えなくてよいこととしたこと。

2 薬事法施行規則等の規定に基づき厚生大臣の指定する試験検査機関の指定については、昭和 56 年 2 月 17 日薬発第 157 号薬務局長通知によってその取

扱いが示されているが、薬局等構造設備規則第2条第1項第7号及び第2条の2第1項第2号の規定に基づく「厚生大臣の指定した試験検査機関」については、以下のとおり取り扱うこととする。

薬局等構造設備規則第2条第1項第7号の規定に基づく「厚生大臣の指定した試験検査機関」については、昭和56年2月17日薬発第157号薬務局長通知により「薬事に関する試験検査を行う地方公共団体の機関であって都道府県知事が適當と認めたもの」及び「「指定要領」に基づき厚生大臣が指定する試験検査機関」とされているところであるが、薬事に関する試験検査を行う保健所であって薬局等構造設備規則第2条第1項第7号に掲げる試験検査に必要な設備及び器具を有するものについては、「薬事に関する試験検査を行う地方公共団体の機関であって都道府県知事が適當と認めたもの」として取り扱われたいこと。

- 3 一般販売業の試験検査機関については、必ずしも、当該店舗所在の都道府県にとどまるものではなく、当該店舗が都道府県境付近にあり隣接都道府県の試験検査機関を利用する方が容易である場合には、当該試験検査機関をもって、薬局等構造設備規則第2条第1項第7号及び第2条の2第1項第2号の規定に基づく「厚生大臣の指定した試験検査機関」として取り扱われたいこと。
- 4 行政手続法の遵守等により、手続の迅速化に努めること。
- 5 手続の迅速化を図る観点から、申請者に対し、店舗の所在地の案内図など、薬事法施行規則等の根拠に基づかない添付書類の提出を求めるものとすること。

第3 薬種商販売業の許可手続の運用について

- 1 薬種商販売業の受験資格について、大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）第1条の大学入学資格検定の合格者については、薬事法施行規則第30条の2第2号の「前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する」者と認めて差し支えないこと。
- 2 許可申請前の薬種商試験の受験が一定の要件の場合に認められることについては、昭和45年1月24日薬事第38号、昭和55年10月9日薬発第1330号等により示しているところであり、適正に実施すること。
- 3 申請者に対し、構造設備等に関し、薬局等構造設備規則等の根拠に基づかないいわゆる上乗せ規制を行わないものとすること。

⑩ 薬事法の一部を改正する法律の施行について

〔昭和 50 年 6 月 28 日 薬発第 561 号
厚生省業務局長から各都道府県知事あて〕

薬局等の適正配置規制の廃止を内容とする薬事法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 37 号）の施行については、昭和 50 年 6 月 28 日厚生省発薬第 153 号厚生事務次官依命通達により通知されたところであるが、今後とも医薬品の適正な供給と調剤の確保を図り、併せて薬局等の経営の安定等を期するため、当面、左記事項に御留意のうえ、これが対策に遺憾のないよう配慮されたい。

また、今後、医薬品の流通、薬局等の経営に影響を及ぼす事態が生ずれば当該事態に則し必要な対策を講じていく所存であるので、事態の的確な把握に努めるとともに適宜の対策を講ずる上で参考とするため、当分の間小職に対し必要な報告を行うこととされたい。

なお、第一薬局等の管理態勢の適正化及び第二医薬品の販売態勢の適正化及び不良医薬品の監視対策の強化については、新規参入の薬局等に対して特に留意するとともに、都道府県の薬剤師会、薬種商協会等関係団体が行う自主点検についてはその効果があるよう指導されたい。

記

第一 薬局等の管理態勢の適正化について

- (一) 薬局及び一般販売業の業務の管理を行う薬剤師については、当該管理薬剤師が薬事法第九条に定める業務を実質的に履行できるような薬局等の管理態勢の確立と構造設備の整備が必要であるが、差し当たりいわゆる名義貸し等が行われることのないよう指導取締を行うこと。
- (二) 薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）の遵守つき、薬局等に対する監視指導を行うこと。
- (三) 薬剤師、薬種商販売業者等に対し、その販売医薬品の品質管理を適切に行いうよう指導するとともに、必要に応じ適時品質検査を行うよう指導すること。
- (四) 不良医薬品の処理、品質管理等に関する業務日誌の整備について、指導取締を行うこと。

第二 医薬品の販売態勢の適正化及び不良医薬品の監視対策の強化について

- (一) 削除
- (二) 製造番号、有効期限等の抹消された医薬品など不良不正の医薬品が出廻るおそれがあるので、この点に留意した監視取締を徹底すること。

(三) 薬剤師、薬種商販売業者等が医薬品を販売する際、消費者に対し直接に効能効果、副作用、使用取扱い上の注意事項を告げて販売する等医薬品の対面販売の実施につき指導すること。

また、薬局等の構造設備は、かかる対面販売が可能となるようなものとするよう指導すること。

(四) 削除

(五) 医薬品の開封分割販売（バラ売り）については、その自粛指導及び取締を徹底すること。

第三 薬局等の乱立防止体策について

(一) 薬局の開設等の新規許可申請に対しては、当該地域における医薬品の需給状況、薬局等の分布状況、経営環境の適否などを勘案して必要な指導助言を行うとともに法定の基準及び要件に照して厳正な処理を行うこと。

(二) 削除

第四 その他

(一) 地方薬事審議会については、今後とも引き続き必ず設置するよう配慮されたいこと。

また、地方薬事審議会の審議事項については、昭和 36 年 2 月 8 日薬発第 44 号小職通知「薬事法の施行について」第 212 を参照されたい。

(二) 削除

(三) 別記に掲げる通知及び回答は、これを廃止するとともに、昭和 39 年 5 月 12 日薬収第 298 号福岡県知事宛回答「薬局等の許可の申請の取扱いについて」中二から五まで、昭和 50 年 1 月 24 日薬発第 37 号薬務局長通知「処方せん受入れ体制の整備について」第二一二中「また」以下及び昭和 50 年 1 月 17 日薬企第四号「薬種商承継者試験の取扱について」中二一（四）については、これを削除すること。

別 記

- ① 昭和 38 年 9 月 3 日薬発第 454 号「薬事法の一部を改正する法律の施行について」
- ② 昭和 39 年 1 月 24 日薬発第 51 号「動物用医薬品の販売業について」
- ③ 昭和 39 年 2 月 10 日薬発第 85 号「薬局等の配置の基準に関する疑義について」
- ④ 昭和 39 年 10 月 1 日薬発第 696 号「薬局開設者との店舗の貸借契約について」
- ⑤ 昭和 40 年 4 月 21 日薬事第 69 号「薬局等の配置の基準を定める条例の適用に

について」

- ⑥ 昭和 40 年 4 月 21 日薬事第 70 号「薬局等の配置の基準を定める条例準則の解釈について」
- ⑦ 昭和 41 年 1 月 5 日薬発第 1 号「薬局等の許可申請の先願後願について」
- ⑧ 昭和 41 年 3 月 3 日薬事第 32 号「業務を行わない薬局等の取扱いについて」
- ⑨ 昭和 41 年 12 月 9 日薬事第 184 号「薬局開設等の許可申請に伴う距離の測定について」
- ⑩ 昭和 43 年 6 月 24 日薬事第 114 号「薬局等の配置の基準を定める条例に関する疑義について」
- ⑪ 昭和 43 年 11 月 26 日薬事第 218 号「薬局等の配置の基準を定める条例準則の解釈について」
- ⑫ 昭和 44 年 2 月 14 日薬事第 32 号「薬局等の配置の基準を定める条例準則の解釈について」
- ⑬ 昭和 47 年 4 月 17 日薬発第 355 号「薬局等の配置の基準を定める条例の運用等について」
- ⑭ 昭和 47 年 7 月 18 日薬事第 268 号「業務を行わない薬局等の取扱いについて」
- ⑮ 昭和 47 年 9 月 5 日薬事第 284 号「薬局等の配置の基準を定める条例に関する疑義について」

⑪ 薬局、医薬品製造業、医薬品輸入販売業及び医薬品販売業の業務について
〔昭和 33 年 5 月 7 日 薬発第 264 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて〕

第四 医薬品販売業の業務について

二 薬種商販売業者が遵守すべき事項

- (1) 医薬品の保管、取扱に関し、薬事関係法令に定められた事項、即ち、
- 1 不良又は不正表示医薬品を販売しないこと。
 - 2 毒薬又は劇薬の保管、取扱に関し、これを他の物と区別して貯蔵又は陳列し、販売に際して文書をもって使用の目的等を確認し、14 歳未満の者には交付しない等所定の事項を守ること。
 - 3 指定医薬品を販売しないよう留意すること。
 - 4 要処方せん医薬品の取扱に留意すること。
 - 5 店舗販売以外の方法で医薬品を販売しないこと。
 - 6 医薬品に関し、虚偽又は誇大の広告をしないこと。
- 等につき、自ら遗漏のないよう留意するとともに、従業者を十分指導監督して遗漏のないように留意せしめること。
- (2) 業者自ら常時店舗において、直接又は直接の指導のもとに、医薬品の保管、取扱いを行うよう留意すること。
- (3) 店舗の構造設備の整備に努めること。
- (4) 店舗において取り扱う医薬品その他の物品の保管、取扱について、遗漏のないよう留意すること。特に医薬品については、毒薬、劇薬等右に述べた医薬品以外の医薬品についても、それぞれの特性に応じ、定められた貯蔵法その他の取扱に関して、必要な措置を講ずること。
- (5) 許可証の提示、許可に関する手続その他薬事関係法令に定められた事項を守ること。
- (6) 医薬品の販売に当たり、購入者等に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供すること。

三 特例販売業者が遵守すべき事項

- (1) 医薬品の保管、取扱に関し、薬事関係法令に定められた事項、即ち、
- 1 不良又は不正表示医薬品を販売しないこと。
 - 2 認められた範囲以外の医薬品を販売していこと。
 - 3 店舗販売以外の方法で医薬品を販売しないこと。
 - 4 医薬品に関し、虚偽又は誇大の広告をしないこと。

等につき、自ら遺漏のないよう留意するとともに、従業者を十分指導監督して遺漏のないよう留意せしめること。

- (2) 店舗の構造、設備の整備に努めること。
- (3) 店舗において取り扱う医薬品その他の物品の保管、取扱について、遺漏のないよう留意すること。特に、医薬品については、それぞれの特性に応じ、必要な措置を講ずること。
- (4) 許可証の提示、許可に関する手続その他薬事関係法令に定められた事項を守ること。
- (5) 医薬品の販売に当たり、購入者等に対し、医薬品の適正な使用のために必要な情報を提供すること。

(以下略)